

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するC（以下「事業場」という。）において、清掃作業員として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、事業場内において、同僚であるD（以下「加害者」という。）から、顔面を拳で殴られたり、蹴られたりする暴行を受け（以下「本件災害」という。）、E病院に救急搬送されたところ、「外傷性くも膜下出血、硬膜下血腫、側頭骨骨折、眼窩壁骨折等」（以下「本件負傷」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）したことから、請求人が本件各処分を不服として同各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分序

(略)

第4 爭 点

請求人の本件負傷が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 判断の要件

(略)

3 事実の認定及び判断

(1) 当審査会の事実の認定

(略)

(2) 当審査会の判断

本件災害について、請求人の業務遂行中に発生したものと認められるか否かについて検討すると、請求人は、客室の清掃作業のために詰所を出ようとした際に、突然加害者によって殴られたと述べているところ、加害者も、当該作業を行う過程において殴りつけたことを否定しておらず、暴行が行われた場所も詰所であったことからみて、業務遂行性があることについては疑いの余地はない。

(3) 次に、本件災害において、業務起因性が認められるか否かについてみると、以下のとおりである。

加害者は、暴行に及んだ理由について、請求人が自分の持っていたシーツなどを奪い取るように持って行こうとしたためであり、こうした行為に至った背景には、請求人の仕事への態度が悪く、楽な仕事ばかりしていると感じていたからであるとしている。この点、監督署長は、加害者が請求人の後輩に対する尊大な態度や言葉遣いに怒りを感じていたことが契機となっていることを捉え、請求人と加害者との間には私的な怨恨があったと認定し、業務に起因して発生した事態とは認められないと判断している。

しかしながら、請求人と加害者との間にはプライベートな付き合い等はなく、私怨があったとは考えられず、加害者は怒りの理由について、請求人の職務遂

行上の態度や職場同僚への言動に対する不満であったと述べており、さらに、その様態も、加害者が、突然に怒りを爆発させ、一方的に暴行に及んだというものであることからみて、請求人が挑発行為等自招行為を行った結果であったとも判断し得ないものである。当審査会としては、本件災害の発生には業務起因性があると判断する。

- (4) 以上みたとおり、本件災害は、業務遂行中の災害であり、業務起因性が認められることから、請求人の本件負傷は業務上の災害によるものであると判断することが相当である。

4 結論

以上のとおり、請求人の本件負傷は、業務上の事由によるものと認められるから、本件各処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。